

「外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【通知先】厚生労働省 【通知日】令和7年7月7日 【回答日】令和8年8月10日

！ 背景と目的

- ◇ 外国年金※1に加入していた日本人が、帰国後に外国年金を受給する場合、各国が定める生存証明書を外国年金運営機関に提出すること等が必要。その際、市区町村等の第三者による認証を求められるケースあり
- ◇ こうした場合、認証の可否は市区町村の判断となるが、「市区町村に生存証明書の認証をしてもらえなかった。」とする行政相談や、「外国語で書かれた生存証明書は分かりにくく、翻訳の負担も大きい。」とする市区町村の意見あり
- ◇ 本調査は、外国年金ごとの生存証明手続※2の実態や市区町村における生存証明書の取扱状況等を調査し、国内在住の日本人の外国年金受給者及び市区町村の負担軽減を図ることを目的として実施

※1 外国の公的年金のこと、※2 外国年金の生存証明手続は、外国の法令に基づきその国の権限と責任の下で運用

調査の結果、厚生労働省に対し、以下の事項等を通知

- 市区町村による生存証明書の認証に代えて、住民票の写しの添付とすることなどを外国年金運営機関等と協議すること
- 生存証明書の様式とその日本語訳などを日本年金機構のウェブサイトに掲載すること

✓ 改善措置

- 住民票の写しの添付等の措置について、イギリス、スイス、スウェーデン、ドイツ及びベルギーの5か国を対象に協議を実施し、以下の事項を確認

【ドイツ】

- ① 日本の公的機関等が生存証明書の認証手続を受け付けない場合、駐日大使館等において、住民票の写しにより対応
- ② アプリによる生存証明確認の仕組みの導入

※ スイス及びスウェーデンについては対応困難との回答。イギリス及びベルギーについては協議中

- 日本年金機構のウェブサイトに、以下の情報を掲載

【スイス】及び【ドイツ】

日本語訳を付した生存証明書の様式や生存証明手続に関する情報を掲載した駐日大使館のウェブサイトへのリンク

※ イギリス、スウェーデン及びベルギーについては協議中

外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査の結果に基づく通知に対する改善措置状況 (1 回目のフォローアップ)

【調査の実施時期等】

1 実施時期 令和6年6月～7年7月

2 対象機関 調査対象機関：総務省、法務省、外務省、厚生労働省

関連調査等対象機関：日本年金機構（以下「機構」という。）、市区町村（32）

※このほか、管区行政評価局による実地調査に先駆け、令和6年4月に、当該調査における関連調査等対象機関の選定資料等として活用することを目的として、基礎調査（全1,741市区町村を対象とした書面での調査）を実施

※さらに25か国の駐日大使館又は外国年金事務を実施・運営する機関（以下「外国年金運営機関」という。）からも、生存証明手続等を把握

[25か国]

アイルランド、アメリカ、イギリス、インド、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、チェコ、ドイツ、トルコ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベトナム、ベルギー、ポーランド及びルクセンブルク（五十音順）

【通知日及び通知先】 令和7年7月7日 厚生労働省

【回答年月日】 令和8年8月10日 厚生労働省 ※改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 近年、海外派遣等により外国で就労する日本人は増加傾向にある。外国の公的年金（以下「外国年金」という。）に加入していた日本人が帰国後、外国年金を受給する場合、各国が定める生存証明書を外国年金運営機関に提出すること等が必要となるが、その際、市区町村等の第三者による認証を求められることがある。
- 我が国の法令上、生存を証明する制度はなく、市区町村が認証を求められた場合に、認証するかどうかは市区町村の判断に委ねられている。このような中、当省の行政相談には、「市区町村に生存証明書の認証をしてもらえなかった。」との声が寄せられている。市区町村からは「外国語で書かれた生存証明書は分かりにくく、翻訳の負担も大きい。」といった意見も聴かれる。
- 本調査は、外国年金ごとの生存証明手続の実態や市区町村における生存証明書の取扱状況等を調査し、国内在住の日本人の外国年金受給者（以下「外国年金受給者」という。）及び市区町村の負担軽減を図ることを目的として実施したものである。

※外国年金の生存証明手続は、外国の法令に基づきその国の権限と責任の下で運用

通知事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
1 外国年金の生存証明手続に関する外国年金運営機関との協議 (通知要旨) 第三者による生存証明書の認証を求める国に対して、協定の実施に係る協議の機会等を捉えて、市区町村の認証に代えて住民票の写しの添付とすることや、駐日大使館への出頭に代えてビデオ通話とすることなど、外国年金受給者等の負担軽減を図る観点から外国年金運営機関等と協議すること。 (説明) 《制度・背景等の概要》 ○ 外国年金制度の多くでは、外国年金受給者が外国年金を受給し続けるためには、送付されてきた生存証明書に必要事項を記入し、市区町村等の第三者に生存を認証（生存証明書への署名）してもらった後、当該証明書を外国年金運営機関に提出する必要がある。 ○ 日本には、法令上、生存していることを証明する制度はないため、市区町村が外国年金受給者から生存証明書の認証を求められた場合に、認証するかどうかは、市区町村の判断に委ねられている。 ○ 他方で、日本には、死亡時には死亡届を市区町村に提出する制度があり、当該届出により、戸籍への死亡の記載がなされると、住民票の消除が行われることから、住民票があれば、一般的に生存していることが推定される。 《調査結果》 ○ 回答を得た 20 か国のうち 4 か国は、生存証明書への本人の署名等により第三者による認証は不要。残りの 16 か国は、市区町村、駐日大使館・領事館等により生存証明書の認証が必要であるが、このうち 5 か国は、市区町村等の認証に代えて、住民票の写しや戸籍謄本の添付とすることが可能 ○ また、認証が必要な 16 か国のうち 12 か国は、駐日大使館・領事館によ	→ 外国年金制度は各国の法令に基づき各国において運営されていることから、厚生労働省として当該制度やその運営等に関して変更する権限等を有していない。 この点を踏まえつつ、本調査結果報告書において、市区町村が生存証明書の認証を求められた主な国として挙げられている国のうち、市区町村の認証に代えて住民票の写しの添付による代替が可能であることを承知済みのオランダ、フランスを除いた、イギリス、スイス、スウェーデン、ドイツ及びベルギーの 5 か国を対象として、各国の駐日大使館等と、市区町村の認証に代替し得る手続や、駐日大使館等への出頭に代わる方法の適用の可能性等に関して、令和 7 年 12 月以降、協議を行った。 協議の結果、ドイツについては、日本の公的機関等が生存証明書の認証手続を受け付けない場合に、駐日ドイツ大使館等において市区町村の認証に代えて住民票の写しにより対応することが明らかになった。また、海外年金受給者等向けにアプリによる生存証明確認の仕組みが導入されていることも明らかになった。 スイス及びスウェーデンからは、市区町村の認証に代えて住民票の写しの添付とすることは対応困難であると回答があった。イギリス及びベルギーについては協議中である。

通知事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
る認証が可能。このうち9か国は駐日大使館等への出頭が原則だが、2か国はビデオ通話による認証が可能（1か国は不明） ○ 市区町村による認証の取扱いについて、書面調査では、認証を求められたことがある348市区町村のうち、約9割の市区町村が「全て認証する方針である」又は「認証する場合としない場合がある」と回答。このうちの約3割は、「住民票記載事項の内容を証明しており、生存を証明しているのではない」とする回答 ○ 市区町村からは、「市区町村が認証するのではなく、住民票の写しを添付する方法に代えてほしい。」といった意見あり	
2 外国年金の生存証明書に係る情報提供 (通知要旨) 外国年金受給者や市区町村の負担軽減の観点から、チェコ以外の協定締結国についても、機構のウェブサイト外国年金の生存証明書の様式とその日本語訳、同証明書において第三者の認証を求めている事項を掲載すること。 (説明) 《制度・背景等の概要》 ○ 市区町村が認証を求められる生存証明書の様式の多くは外国語のみで表記され、内容を把握するためには翻訳が必要となる。 ○ 生存証明書において市区町村の認証が求められている事項は、国によって異なっている。 《調査結果》 ○ 市区町村等の第三者による生存証明書の認証が必要であり、同証明書の様式のある15か国のうち、11か国は同証明書の様式が外国語のみで表記。一方、4か国（スロバキア、チェコ、ドイツ、ブラジル）は日本語が併記 ○ 市区町村は外国年金受給者に外国語の翻訳を求め、その内容を確認した	→ 生存証明書の様式や日本語訳等の情報提供に当たっては、情報の正確性を担保する観点から権限のある各国当局の関与が必要であるため、外国年金の生存証明書の様式とその日本語訳、同証明書において第三者の認証を求めている事項のウェブサイトへの掲載について、上記協議の過程で併せて協議を行った。 協議の結果、スイスについては、今回の協議を受けて、日本語訳を付記した生存証明書及び第三者の認証を求めている事項について、駐日スイス大使館のウェブサイトへの掲載が行われた。また、ドイツについては、駐日ドイツ大使館のウェブサイトにおいて、生存証明書の様式、日本語訳及び第三者の認証を求めている事項が既に掲載されていることが明らかになった。 スイス及びドイツに係る関連するウェブサイトのリンクについては、機構のウェブサイトに掲載を完了している。 また、イギリス、スウェーデン、ベルギーについては、協議中である。

通知事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
り、自ら翻訳したりするなどしており、外国語の翻訳に負担を感じているとの意見あり (市区町村の意見) i) 生存証明書の翻訳に、1件当たり1時間程度を要するなど負担が大きい。 ii) 翻訳した内容が正しいか不安である。 iii) セキュリティ上の理由でウェブサイト上の翻訳サービスが使用できない。 iv) 機構や各国大使館のウェブサイトに、生存証明書の日本語訳を掲載してほしい。 ○ 市区町村による生存証明書の認証が可能な10か国のうち9か国は、市区町村に認証を求めている事項として、「生存していることのみ」又は「生存していること及び身分証明書の確認」と回答 しかし、実地調査した市区町村の中には、上記以外の生存証明書の記載事項（国籍、配偶者の有無、出生時の姓等）についても認証が求められていると認識している例あり	

※調査結果の詳細は結果報告書 p 6 参照 (https://www.soumu.go.jp/main_content/001019296.pdf#page=12)